

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年香川県条例第52号。以下「条例」という。）第14条第3項の規定に基づき、また、最近の児童等を取り巻く状況に配慮し、学校等及び登下校時における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すことにより、児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この指針は、条例第14条第2項に規定する学校等を対象とする。
- (2) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (3) この指針は、関係法令等、関係省庁からの各種通知等を踏まえ、管理体制の整備状況、児童等の発達段階、学校等の実情等に応じて運用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 学校等における児童等の安全の確保に当たっての基本的な考え方

1 防犯性の向上

学校等の防犯性の向上は、学校等における児童等の安全を確保する上で重要な要素であり、犯罪の発生状況、児童等の保護者及び地域住民の関心の高まり等から、その重要性が増大していることを踏まえ、学校等の施設整備その他の学校等における児童等の安全の確保に当たっては、施設設備上の対策に加え、安全管理に関する体制等の整備も含め、総合的な対策を講じることが必要である。

2 学校等の施設整備

学校等の施設整備に当たっては、学校等への侵入及びその敷地内で発生する犯罪を防止するため、教職員等の危機管理意識の向上とともに、学校等に必要な他の機能、経済性等との均衡に配慮しながら、国が策定する「学校施設整備指針」等に基づく整備上の対応、設備の活用等により、効率的かつ効果的な対策を講じることが必要である。

3 地域との連携

学校等における児童等の安全の確保に当たっては、「地域に開かれた学校づくり」との調整を図りつつ、児童等の保護者や当該学校等の周辺住民による自主的な防犯活動の取組み、関係団体及び関係機関との連携等にも留意して対策を講じることが必要である。

第3 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等に対する危害を未然に防止するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来校者用の入口及び受付の明示並びに応接スペース等の設置
- (5) 来校者に対する名簿への記入及び来校者証の使用の要請
- (6) 来校者への声掛けの励行
- (7) 不審者の侵入を防止するための防犯設備の設置
- (8) 不審者の侵入の防止、死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置の検討
- (9) 教職員等による学校等の敷地内及び外周の巡回

2 施設及び設備の整備及び点検

不審者の侵入を防止するとともに、侵入した不審者による児童等に対する危害を防止するため、次のような施設及び設備の整備及び点検に努めるものとする。

- (1) 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物の移動又は除去
- (3) 警報ベル、ブザー等の警報装置、防犯カメラ等の防犯監視装置、校内緊急通話システム等の校内の連絡装置、警察署等への非常通報装置等の通報装置等の防犯設備
- (4) さすまた、防犯スプレーその他の防犯器具
- (5) 避難の妨げとなる障害物の移動又は除去

3 登下校時における安全確保

登下校時における児童等の安全を確保するため、通学路等の管理者、児童等の保護者、地域住民、警察署その他の関係機関と連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等の定期的な安全点検の実施並びに要注意箇所等の把握
- (2) 安全マップの作成
- (3) 「子どもSOS」等の緊急避難場所との連携
- (4) 児童等を極力一人にさせない安全な登下校の実施
- (5) 登下校時のパトロール、校外安全指導等の実施

(6) 教職員等及び児童等への警報用ブザー等の支給・貸与

(7) 地域で情報を共有する体制及び近隣の学校等との間の連絡通報体制の整備

4 安全確保についての体制の整備

学校等における児童等の安全を確保する対策を推進するため、次のような体制の整備に努めるものとする。

(1) 教職員等による校内の体制の整備及び緊急時の役割分担の確認

(2) 学校等、警察署その他の関係機関、児童等の保護者、自主防犯団体等が一体となった体制の確立

5 児童等に対する安全教育の充実

児童等が日常生活全般における安全の確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害を受けないための知識及び様々な危険を予測することができる能力を習得するため、学級活動、学校行事等の機会を活用して計画的に学習できるよう努めるとともに、次のような対策の実施に努めるものとする。

(1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練の実施

(2) 誘拐、連れ去り等の被害を受けないための対処方法の指導

(3) 地域における危険箇所及び「子どもSOS」等の緊急避難場所の周知

(4) 地域の安全について、児童等が中心となって体験し、学ぶ教育の実施

(5) 犯罪の被害を受けた場合の具体的な対処方法の指導

6 児童等の保護者、地域住民及び関係団体との連携

児童等の保護者、地域住民及び自治会、自主防犯団体等の関係団体と連携し、児童等の安全の確保につながる次のような対策の実施に努めるものとする。

(1) 児童等の保護者、地域住民及び関係団体に対する協力依頼

ア 登下校時のパトロール、校外安全指導等の実施

イ 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察及び学校等への通報

(2) 安全対策に関する文書等の各家庭への配布、地域における掲示等速やかな周知体制の整備

(3) 「子どもSOS」等の緊急避難場所の拡大に向けた働きかけ

7 関係機関との連携

警察署、消防署、市町等の関係機関と連携し、児童等の安全の確保につながる次のような対策の実施に努めるものとする。

(1) 警察署及び消防署の協力の下での教職員、児童等の保護者、自主防犯団体等による安全教室、防犯訓練、応急手当の訓練等の実施

(2) 警察署、消防署等の関係機関との連携による児童等の安全の確保に関する情報交換

(3) 学校等、警察署、市町その他の関係機関の間における情報連絡網の整備

8 危機管理マニュアルの策定

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時に備え、国が策定する「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」等を参考として、実効性のある独自の危機管理マニュアルの策定に努めるものとする。

なお、策定した危機管理マニュアルは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

9 緊急時に備えた対策

教職員等の危機管理意識を日頃から高めるとともに、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時に備え、次のような対策について検討し、その実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合における児童等の保護者への連絡及び登下校の方法の決定
- (2) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合における監視、侵入の阻止及び排除の体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (3) 安全対策を徹底するための教職員等に対する指導、研修及び訓練の実施
- (4) 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (5) 臨床心理士等の専門家及び専門機関との連携による児童等の心のケアの支援体制の確立

第4 その他留意すべき事項

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずること。